
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号
平 成 25 年 3 月 15 日

那 覇 市 監 査 委 員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平 成 24 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (公 表)

地 方 自 治 法 第 199 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き、 総 務 部、 企 画 財 務 部、 健 康 福 祉 部 (健 康 保 険 局 を 含 む。)、 こ ど も み ら い 部 及 び 選 挙 管 理 委 員 会 の 定 期 監 査 を 行 っ た の で、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 監 査 の 結 果 を 次 の と お り 公 表 す る。

定期監査報告書

第1 監査の対象 **総務部**

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、
管財課、新庁舎建設室

企画財務部

企画調整課、財政課、情報政策課、行政経営課、税制課、
市民税課、資産税課、納税課

健康福祉部

福祉政策課、ちゃーがんじゅう課、障がい福祉課、
保護管理課、保護第一課、保護第二課

(健康保険局)

健康推進課、国保長寿医療課、特定健診課、保健所準備室

こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

第2 監査の期間 平成24年11月20日から平成25年2月25日まで

第3 監査の方法 監査は、平成24年度（平成24年11月30日現在）における
予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等につ
いて、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、
これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的
に執行されているかどうかを主眼として実施した。

第4 監査の結果 次のとおり

総務部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長1人、室長1人、担当副参事1人、主幹3人、
主査7人、主任主事6人、主事2人、計21人である。その他、非常勤職員11人、
臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

総務課は、議会、災害対策に係る計画及び総合調整、防災会議、災害対策本部
及び災害復旧に係る申請等、総合防災訓練・防災ボランティア団体等への防災対
策の情報提供等、防災センターの設立及び防災の啓発、武力攻撃事態等における
国民の保護のための措置に関する法律、文書及び公印、情報公開及び個人情報保
護、条例、規則等の制定並びに解釈及び運用、中央行政機関等との連絡調整等、

公平委員会に関すること、他部の所管に属しないことを所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金の状況について

負担金の支出は、南部市町村会(453万円)、沖縄県市長会(296万8,000円)、全国市長会(128万6,000円)、南部振興会(123万4,000円)、九州市長会(25万3,000円)等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、九州市長会旅費及び出席負担金、全国公平委員会連合会通常総会旅費、全国公平委員会連合会九州支部総会旅費、全国公平委員会連合会団体負担金、郵便料金後納分等である。

概算払いによる支払いは、全国公平委員会連合会九州支部総会(航空賃除く。)、九州市長会旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市津波避難ビル基本計画・基本設計業務委託(2,497万5,300円)、那覇市防災行政無線設計業務委託(その1)(408万4,500円)、那覇市防災行政無線設計業務委託(その2)(388万5,000円)、防災気象情報提供業務委託(277万2,000円)、旭町45-1国場川浚渫工事現場内不発弾処理に伴う処理壕構築業務委託(262万5,000円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、高速デジタル印刷機保守請負(358万8,943円)、デジタルMCA無線システム賃貸借契約(79万7,580円)、MCA無線アンテナ利用料(52万8,990円)、デジタル印刷機RE33M(片面刷り)賃借料(31万5,000円)、デジタル印刷機MD6650W(両面刷り)賃借料(31万5,000円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市防災行政用無線局設備等修繕料その他7件(72万6,048円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 秘書広報課

1 職員の配置状況

秘書広報課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹1人、主査3人、

主任主事 2 人、主事 2 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

秘書広報課は、市長及び副市長の秘書、儀式及び交際、渉外、ほう賞及び表彰、市政の普及、啓発及び宣伝、報道機関との連絡調整、庁内広報に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、急を要する慶弔・懇談会等に係る交際費、第 67 回九州合唱コンクール中学校部門・第 4 回九州合唱コンクール、九州吹奏楽コンクールに伴う激励金、市政功労者表彰審査委員報酬、第 27 回全九州小学校バレーボール男女優勝大会出場に伴う激励金等である。

概算払いによる支払いは、JICA 草の根技術協力事業「ホイアン那覇モデルのごみ減量プロジェクト」、「米軍垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの普天間飛行場配備」の即時撤回を求める要請に係る旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、広報紙「広報なは・市民の友」配布業務委託（992 万 4,957 円）、市長専用車運転業務委託（337 万 2,500 円）、「声の広報」事業業務委託（89 万 7,591 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市長車専用自動車の賃貸借契約（86 万 6,880 円）、タクシー使用料（2 件 19 万 8,487 円）、ファックス機器賃借料（2 件 12 万 9,780 円）等である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 平和交流・男女参画課

1 職員の配置状況

平和交流・男女参画課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 3 人の計 7 人である。その他、非常勤職員 8 人である。

2 主な所掌事務

平和交流・男女参画課は、平和振興、国際交流並びに姉妹都市及び友好都市、

基地問題、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和 47 年条約第 2 号）に基づく放棄請求権の補償関係事業、男女共同参画計画、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整、女性センターに関する事務、那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（11 万 9,000 円）、那覇市国際交流市民の会（10 万円）、うないフェスティバル実行委員会負担金（8 万円）、日本非核宣言自治体協議会（6 万円）、沖縄地域留学生交流促進協議会（5 万円）である。

補助金の支出は、オスプレイ反対県民大会参加者バス利用者への補助金（15 万 3,920 円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、那覇・福州児童生徒交流祭参加旅費（児童生徒・引率者）、長崎青少年ピースフォーラムへの参加（中学生分）、那覇港湾施設移設に関する協議会への参加、サンビセンテ市職員受入に係る食糧費等である。

概算払いによる支払いは、那覇・福州児童生徒交流祭への参加旅費（事務局）、長崎青少年ピースフォーラム引率旅費、県都那覇市の振興に関する協議会への参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、奥武山公園スポーツ施設整備基本構想策定業務委託（1,018 万 5,000 円）、那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画見直し検討調査業務委託（472 万 5,000 円）、平成 24 年度「思春期の心と体」のための意識啓発事業（165 万円）等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託契約は、(仮称)鏡水コミュニティーセンター建設工事（駐車場広場整備）（繰越明許）（329 万 7,000 円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、9.9 県民大会大型バス借上料等（45 万円）、サンビセンテ市職員交流職員宿泊施設借上料他 2 件（21 万 2,830 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、鏡水ふれあい会館の行政財産（1,240.07 m²）である。

建物は、鏡水ふれあい会館の行政財産（2,819.33 m²）である。

(2) 構築物について

構築物は、憲法 9 条の碑、恒久平和のモニュメント（碑塔）である。

(3) 山林について

山林は、宮崎県日南市在の国有山林(面積 61,276 m²)上にスギ(11,160 本)、ヒノキ(2,500 本)、イヌマキその他(1,470 本)の分収造林設定の契約に係る権利である。

(4) 著作権について

著作権は、那覇女性史(7件)である。

(5) 出資による権利について

出資による権利は、財団法人おきなわ女性財団(額面総額 865 万円)である。

(6) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 人事課

1 職員の配置状況

人事課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 8 人、主査 11 人、主任主事 4 人の計 25 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

人事課は、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関する事、職員の勤務条件、給与、報酬、費用弁償等、職員の安全及び衛生管理、職員の福利厚生、研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、諸手当もどし入金(現年度分)(59 万 2,050 円)、雇用保険料個人負担分(現年度分)(8 万 3,415 円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、市町村アカデミー参加負担金(49 万 5,942 円)、国際文化アカデミー参加負担金(10 万 3,500 円)、日本経営協会団体負担金(5 万円)、一般財団法人沖縄県社会保険協会団体負担金(4 万 5,500 円)等である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、退職手当、特別職退職手当、職員採用候補者試験(幼稚園・保育士実技試験)専門委員報酬、日本経営協会正会員会費、職員採用試験協力者への食糧費(第二次)等である。

概算払いによる支払いは、九州都市人事協議会への旅費、国際文化アカデミー(ソリューションフォーカスによる解決構築)への旅費、市町村アカデミー(地方公務員制度)への旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、給与関係事務業務委託（2,434万800円）、人事給与システム運用保守業務委託（340万2,000円）、職員定期健康診断業務委託（650万340円）、職員採用候補者試験業務委託（223万1,355円）、人事給与システム保守業務委託（227万9,208円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシーチケット使用料外1件（14万3,290円）、複写機賃借料（7万2,000円）、複写機モノクロ複写料金（5万9,898円）、管理職特別研修会場使用料（2万7,352円）、職員採用試験延期に伴う施設使用料（1万2,800円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 建物について

建物は、職員福利厚生施設（厚生会館）の行政財産（614.62㎡）である。

(2) 基金について

基金は、退職手当基金（12億3,981万2,030円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 管財課

1 職員の配置状況

管財課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査5人、主任主事3人、主事4人の計16人である。その他、非常勤職員14人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

管財課は、財産の統括、普通財産、市有物件災害共済、所有者不明墓地、土地開発公社、本市が土地開発公社から取得した土地の管理及び処分の総合調整、本庁舎・新都心銘苅庁舎及び真和志庁舎の管理、公共料金支払システムによる光熱水費の支出決定、管理車両、物品の調達及び検収並びに不要品の売却に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、土地貸付収入の一般貸付分（現年度分）（3,803万4,753円）・（滞

納繰越分) (1,817万3,848円)、市管理地利用料金(140万4,471円)、株式配当金(6万8,153円)等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地等地主会連合会年会費(16万9,000円)、自衛消防業務新規講習受講料(4万円)、那覇地区交通安全協会負担金(1万550円)、防火管理新規講習受講料(6,000円)等である。

交付金の支出は、国有資産等所在市町村交付金(87万3,200円)である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、市有地売却に伴う納付済み賃料の還付金、自衛消防業務新規講習受講のための受講料及び旅費、第58回九州都市管財事務協議会参加旅費等である。

概算払いによる支払いは、第58回九州都市管財事務協議会参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、仮庁舎施設管理業務委託(1,480万5,000円)、新都心銘苅庁舎警備業務委託(1,159万2,000円)、ポリ塩化ビフェニル特別管理産業廃棄物処理業務委託(964万3,200円)、仮庁舎警備・駐車場整理業務委託(892万5,000円)、新都心銘苅庁舎清掃業務委託(864万8,640円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、新都心銘苅庁舎賃借料(1億2,346万896円)、仮庁舎賃借料(4,888万5,500円)、喜納ビル賃借料(500万円)、仮庁舎等電話交換機等設備賃借料(214万8,300円)、県有地賃借料(73万7,436円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、真和志庁舎2階出入口ドア取替修繕料(73万2,900円)、真和志庁舎非常用発電機蓄電池取替修繕料(64万500円)、監視カメラ(ネットワークレコーダー)修繕料(28万3,500円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1) 土地・建物について

土地は、真和志庁舎その他の行政財産(2万2,390.10㎡)、曙その他の普通財産(28万2,934.51㎡)である。

建物は、真和志庁舎の行政財産(5,149.65㎡)、旧伝統工芸館及び旧消防署末吉出張所の普通財産(3,162.88㎡)である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、那覇市土地開発公社(1,000万円)である。

(3) 株券について

株券は、沖縄電力株式会社(2億59万1,000円)、株式会社琉球銀行(3,453万1,000円)、那覇空港貨物ターミナル株式会社(2,000万円)、日本トランスオーシャン航空株式会社(1,495万4,000円)、沖縄県離島海運振興株式会社(1,000万円)等である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月15日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 新庁舎建設室

1 職員の配置状況

新庁舎建設室の職員配置状況は、室長1人、主幹2人、主査3人、主任主事1人、主任技師1人の計8人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

新庁舎建設室は、新庁舎の建設、新庁舎への移転、その他新庁舎に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市新庁舎等への引越等業務委託（3,034万5,000円）、防災行政無線親局設備・MAC基地業務委託（289万7,381円）、落成記念式典業務委託（220万5,000円）、J-ALERT設備移設業務委託（162万7,500円）、涌田村跡発掘調査遺物洗浄業務委託（152万2,500円）等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、那覇市新庁舎建設工事（建築・1工区）（7億9,077万6,000円）、那覇市新庁舎建設工事（建築・2工区）（6億8,391万6,000円）、那覇市新庁舎建設工事（建築・2工区）（繰越明許）（5億6,000万7,000円）、那覇市新庁舎建設工事（電気・1工区）（3億816万500円）等である。

設計委託契約は、那覇市新庁舎建設工事監理業務委託（3,276万円）・（繰越明許）（906万3,600円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、三原資料室の賃借料（61万7,000円）、タクシー使用料その他1件（46万297円）、冷房機器リース（三原資料室）（5万1,000円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地について

土地は、本庁舎（新庁舎建設用地）の行政財産（7,551.03㎡）である。

(2) 基金について

基金は、那覇市新庁舎建設基金（17億4,781万2,484円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

補助金の歳入調定について（注意事項）

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、平成24年11月16日に交付決定され、同年11月21日に当該通知を受領し、速やかに調定を行うべきところ同年12月20日に11月21日に遡って歳入調定を行っている。

補助金の歳入調定の遅れは、平成22年度後期定期監査において「注意事項」により指摘したところであるが改善されていない。

那覇市会計規則第20条「～その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

企画財務部

○ 企画調整課

1 職員の配置状況

企画調整課の職員配置状況は、副部長兼課長1人、副参事5人、主幹1人、主査3人、主任主事2人、主事3人の計15人である。その他、非常勤職員1人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

企画調整課は、総合計画等の策定及び推進、行政各部門における事業の総合調整、重点施策及び重点事業の策定、特定重要課題への対応及び研究、統計、特に命ぜられた事項、税外収入の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、南部広域市町村圏事務組合（254万9,000円）、沖縄県水源基金（76万8,000円）、那覇空港拡張整備促進連盟（70万円）、沖縄県統計協会（10万2,300円）等の団体負担金である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、平成24年度就業構造基本調査に係る指導員及び調査員の報酬、交通費、電話料等である。

概算払いによる支払いは、平成24年度専門課程建築整備計画研修、市民課窓口委託のための先進地視察2件の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市民意識調査業務委託（183万7,500円）、クレジットカード決済サービス業務契約（1万2,600円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（19万2,630円）、複写機賃借料（11万4,560円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、バイク修繕料（7万8,000円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

基金は、那覇市施設整備基金（17億3,687万5,364円）、那覇市地域振興基金（1億9,925万円）、那覇市住民生活に光をそそぐ基金（4,168万8,144円）、那覇市ふるさとづくり基金（445万4,236円）である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、南部広域市町村圏事務組合（3億3,322万5,000円）である。

(3) 株券について

株券は、那覇空港ビルディング株式会社（1,536株、取得価額1億1,413万9,328円）である。

(4) 著作権について

著作権は、学校校歌作詞・作曲5件である。

(5) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 財政課

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、参事兼課長1人、副参事3人、主幹2人、主査3人、主任主事1人の計10人である。

2 主な所掌事務

財政課は、予算の編成、決算及び予算の執行管理、市債及び一時借入金、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金等、特別会計予算の調製、財政事情の公表及び財政調査、バランスシートの総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、下水道事業会計（5億426万5,000円）、水道事業会計負担金（410万8,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

概算払いによる支払いは、九州県庁所在都市財政会議旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、デジタル複合機賃借料（28万9,736円）、タクシー使用料（4万850円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

基金は、財政調整基金（49億4,224万7,329円）、減債基金（32億7,891万9,676円）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 情報政策課

1 職員の配置状況

情報政策課の職員配置状況は、課長1人、担当副参事1人、主幹3人、主査4人、主事9人の計18人である。その他、臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

情報政策課は、電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整、電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整、基幹系業務処理システムの整備、主管課の個別業務システムの整備支援及び調整、庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティー、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、地方自治情報センター会費（36万円）、有線回線調達に係る経費負担金（30万2,000円）、沖縄県総合行政ネットワーク運営協議会負担金（12万9,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前途による支払いは、調達管理セミナー、情報化構想・企画セミナー、

LASDEC 委託管理セミナー等の旅費（航空券・宿泊費）である。

概算払いによる支払いは、調達管理セミナー、LASDEC 委託管理セミナー、情報化構想・企画セミナー等の旅費（鉄道費等）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、基幹系業務システム再構築業務（住民記録・税／財務会計区分）運用維持保守業務委託（9,201万4,908円）、基幹系業務システム再構築業務（健康福祉区分）運用維持保守業務委託（2,848万2,888円）、外国人住民に係る住民基本台帳システム等改修業務委託（2,447万6,970円）、ICカード標準システム住民基本台帳法改正対応業務委託（1,585万1,850円）、Okinavita（オキナビタ）動画コンテンツ制作事業（1,477万350円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、基幹系業務システム再構築業務（住民記録・税／財務会計区分）サービス利用料（1億3,865万5,440円）、基幹系業務システム再構築業務（健康福祉区分）サービス利用料（5,438万6,628円）、平成23年度パソコン等機器類賃貸借契約（2,088万3,240円）、文書管理システムメンテナンスリース契約（1,683万948円）、新庁舎ネットワークシステム賃貸借契約（1,246万4,550円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、リコーレーザープリンター修理代他4件（7万1,993円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 株券について

株券は、沖縄ケーブルネットワーク株式会社（200株、取得価格1,000万円）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

基幹系システムの利活用について（注意事項）

基幹系システムについては、平成25年2月4日に約2時間にわたって、全庁的なネットワーク障害が発生し、一部市民への証明書発行に支障が生じた。

また、関係各課から未充足機能要件に対する事業者の対応やオンラインでの処理速度が遅いなどの改善要望が出されている。

今後は、市民生活に影響が出ないようにネットワーク障害対策を万全におこなうとともに、関係各課の業務改善等の課題に対処されたい。

○ 行政経営課

1 職員の配置状況

行政経営課の職員配置状況は、参事兼課長1人、室長1人、副参事3人、主幹2人、主査2人の計9人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

行政経営課は、都市経営、事務管理及び能率、行政組織及び定員、行財政改革の推進、行財政改革に関する指針等の策定及び総合調整、経営改革アクションプラン、ISO9001、行政評価、経営資源の配分システムの総合調整、地方分権、中核市移行に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、中核市市長会負担金（3万円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

概算払いによる支払いは、総務大臣への中核市指定申出4件、包括外部監査導入のための先例市視察等の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市中核市移行カウントダウンフォトメモリー業務委託（199万3,871円）、中核市移行に伴う残歴板設置に関する業務委託（30万4,500円）、ISO9001内部監査員研修業務委託（9万4,500円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（2件19万50円）、モノクロデジタル複合機賃貸借契約（2件8万6,728円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 税制課

1 職員の配置状況

税制課の職員配置状況は、副部長兼課長1人、主幹1人、主査1人、主任主事3人、主事7人の計13人である。その他、非常勤職員4人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

税制課は、税務の総合調整及び企画、軽自動車税・市たばこ税・鉱産税及び入湯税の賦課、所得証明・資産証明・納税証明等、原動機付自転車等の標識交付、固定資産評価審査委員会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇地区税務協議会団体負担金（3万485円）、北那覇地区税務協議会団体負担金（3万485円）、那覇市租税教育推進協議会団体負担金（2万5,000円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、軽自動車税納税通知書発送料、那覇地区税務協議会団体負担金、那覇市租税教育推進協議会団体負担金等である。

概算払いによる支払いは、九州都市税務職員研修会、都市税制調査委員会幹事会、九州都市税務協議会定例幹事会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、軽自動車課税データ調査業務委託（242万2,350円）である。

(2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、複写機賃借料（25万4,880円）、タクシー使用料その他1件（4万7,920円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市民税課

1 職員の配置状況

市民税課の職員配置状況は、課長1人、専門主幹1人、主幹3人、主査4人、主任主事6人、主事15人の計30人である。その他、非常勤職員5人、臨時職員5人である。

2 主な所掌事務

市民税課は、個人の市県民税及び法人等の市民税並びに事業所税の賦課、扶養証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属

別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、地方電子化協議会関係負担金（364万1,221円）、事業所税都市連絡協議会負担金（5,000円）、九州地域事業所税都市連絡協議会負担金（2,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、特別徴収納付書送料等である。

概算払いによる支払いは、九州地域事業所税都市連絡協議会研究会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、業務用軽自動車賃借料（23万3,100円）、タクシー使用料（2万7,870円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 資産税課

1 職員の配置状況

資産税課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、専門主幹1人、主幹4人、専門主査1人、主査5人、主任主事10人、主事9人の計32人である。その他、非常勤職員6人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

資産税課は、固定資産税及び特別土地保有税の賦課、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金、資産証明等、地籍調査に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、証明手数料（1万400円）、図面交付手数料（6,600円）、航空写真交付手数料（4,000円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、団体負担金（財団法人資産評価システム研究センター）（12万円）、NOMA研修出席負担金（3万450円）等である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、固定資産税過誤納金の返還、当初納税通知書発送の郵便料金等である。

概算払いによる支払いは、NOMA 研修旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市固定資産土地評価路線価付設業務委託（991 万 5,150 円）、平成 25 年度評価替えに係る標準宅地の時点修正に関する業務委託（551 万 7,540 円）、地理情報システム管理業務委託（151 万 7,250 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、軽自動車賃借料（2 件、35 万 595 円）、タクシー使用料その他 1 件（8 万 7,526 円）である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、オートバイ修繕料他 2 件（3 万 1,080 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 手数料の払い込みについて（注意事項）

窓口において収納した証明手数料（1 万 400 円）、函面交付手数料（6,600 円）及び航空写真交付手数料（4,000 円）が、翌日までに指定金融機関へ振り込まれず、収納してから 4 日後に振り込まれていた。

那覇市会計規則第 27 条における現金は、収納した日の翌日までに振り込まなければならないとの規定を遵守されたい。

(2) 資金前渡の清算について（注意事項）

資金前渡された固定資産税事務地方研修会出席負担金が、支払日から 11 日後に清算されていた。

那覇市会計規則第 57 条における資金前渡金は、支払が終了した日から 7 日以内に清算しなければならないとの規定を遵守されたい。

○ 納税課

1 職員の配置状況

納税課の職員配置状況は、課長 1 人、担当副参事 1 人、専門主幹 4 人、主幹 2 人、主査 10 人、主任主事 9 人、主事 17 人の計 44 人である。その他、非常勤職員 6 人、臨時職員 9 人である。

2 主な所掌事務

納税課は、市税の徴収、納税証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、市税の現年度分が128億9,356万7,910円(個人市民税39億2,020万6,165円、法人市民税10億1,815万856円、固定資産税77億5,656万7,346円、軽自動車税3,576万7,300円、市たばこ税1億1,778万4,543円、事業所税4,509万1,700円)、滞納繰越分が21億2,092万1,480円(個人市民税7億3,157万880円、法人市民税6,007万3,424円、固定資産税12億8,808万6,511円、軽自動車税3,617万9,865円、事業所税501万800円)となっており、市税全体で150億1,448万9,390円である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、東京税務セミナー受講料(7万5,000円)、南部地区個人住民税徴収対策協議会の団体負担金(1,693円)である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、市税過誤納還付金、後納郵便料金、ゆうちょ銀行振替手数料等である。

概算払いによる支払いは、東京税務セミナー受講旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、納税催告センター運營業務委託(1,800万24円)、市税コンビニエンスストア収納代行業務委託(552万1,664円)、非OCR納付書書換業務委託(154万728円)である。

(2) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、自動電話催告システム賃借料(526万1,760円)、軽自動車賃借料(30万510円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車事故の修理他1件(19万8,667円)である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金の契約は、公用車事故による相手車両修理代(27万3,750円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

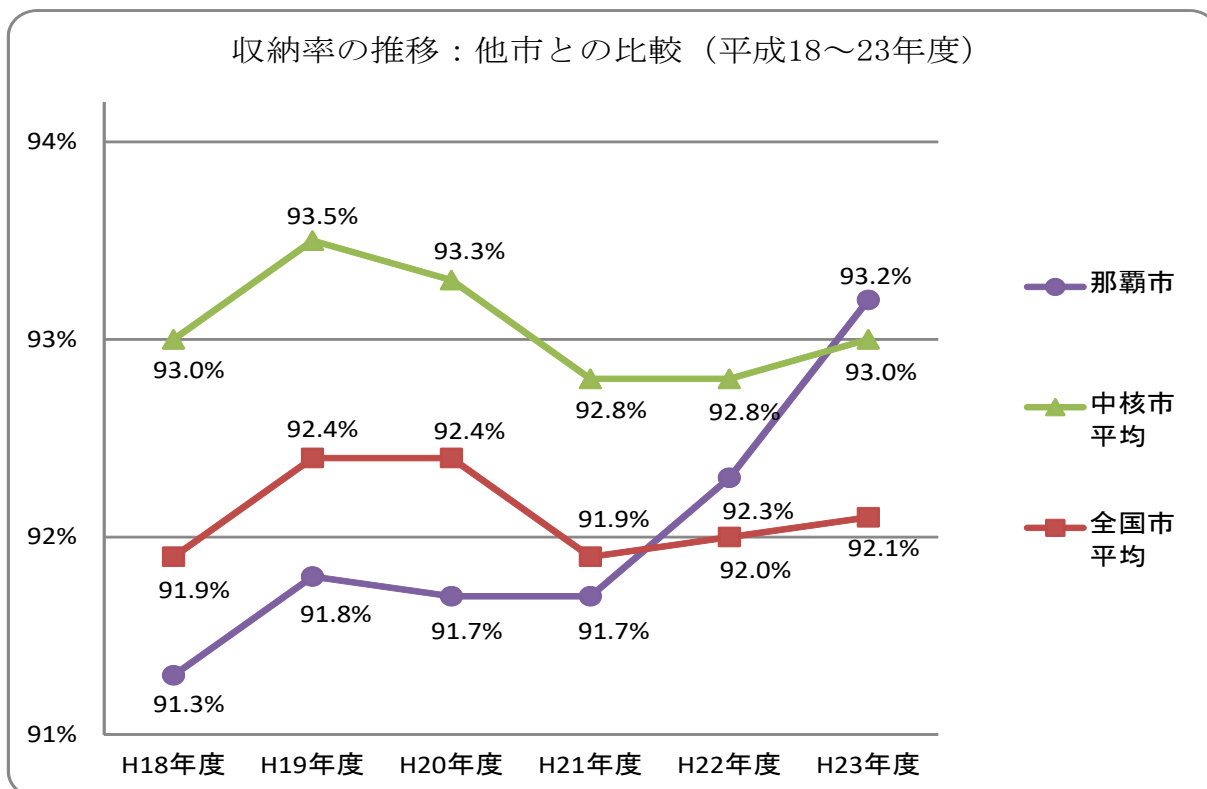
物品の出納及び保管等について、平成25年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

市税の収納率について(要望事項)

平成23年度決算における市税の収納率(調定額に対する収入額の割合)は、93.2%となっており、平成20年度決算の91.7%と比較して3年間で1.5ポイント高くなっている。また、今年度の収納率についても、平成25年1月末現在で78.4%となっており、対前年度同時期と比較して1.0ポイント高くなっている。

収納率が向上したのは、平成 20 年度に納税催告センターを設置したことに加え、その後の組織改正、職員サポート体制の確立など対策を講じたことが主な要因と思われる。今後とも、一層の収納率向上に努められたい。



※平成 23 年度の中核市平均、全国市平均は見込額。

健康福祉部

○ 福祉政策課

1 職員の配置状況

福祉政策課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主事 1 人の計 7 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

福祉政策課は、福祉事業の総合計画及び総合調整、社会福祉事業団体及び地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、被災者支援、援護事務、総合福祉センター、日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、社会福祉士実習指導者講習会の出席負担金（2 万円）、九州地区県庁所在都市行政主管者協議会の出席負担金（4,000 円）である。

補助金の支出は、那覇市社会福祉協議会補助金（5,088 万 8,426 円）、那覇市

民生委員児童委員連合会補助金（1,679万1,000円）、那覇保護区保護司会補助金（211万8,024円）、那覇市地域福祉基金助成事業（100万円）、那覇市連合遺族会運営補助金（31万9,000円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、那覇市保健福祉医療審議会出席委員報酬、九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会出席負担金、社会福祉士実習指導者講習会負担金、那覇市災害見舞金、那覇市福祉のまちづくり推進委員報償費等である。

概算払いによる支払いは、那覇市社会福祉協議会補助金、那覇市民生委員児童委員連合会補助金、那覇保護区保護司会補助金、那覇市地域福祉基金補助金、「なぐやけの碑」慰霊祭事業等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市総合福祉センター管理運営費（3,759万9,000円）、サービス介助セミナー計7件（42万円）、愛楽園入園者激励事業芸能公演（24万1,500円）、「なはバリアフリー情報マップ」保守業務委託（18万9,000円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（24万480円）、コピー使用料（6万2,698円）である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、スプリンクラー設備修繕料（33万6,105円）、泡消火設備修繕料（32万5,290円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、那覇市総合福祉センターの行政財産（3,993.03㎡）、授産所そてつの普通財産（578.94㎡）である。

建物は、那覇市総合福祉センター（5,309.45㎡）及び真和志庁舎の一部（会議室）（108.68㎡）の行政財産である。

(2) 基金について

基金は、那覇市地域福祉基金（現金7,076万8,100円、債権7億9,478万3,000円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

民生委員児童委員の確保について（要望事項）

那覇市民生委員児童委員は、定数459名に対し現在396名が委員として委嘱されている。民生委員児童委員は、地域に暮らす市民の良き相談相手となり、高齢

者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった各種の問題に対して、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら、その解決に向けた中心的な役割を果たしている。

平成 22 年度後期定期監査でも委員の欠員解消を指摘したところであるが、平成 22 年度の欠員 57 名から平成 24 年度は 63 名と欠員数が増加している。

今後、民生委員児童委員連絡協議会等と十分な連携を図り委員の確保にさらに努められたい。

○ チャーがんじゅう課

1 職員の配置状況

チャーがんじゅう課の職員配置状況は、課長 1 人、担当副参事 1 人、主幹 6 人、主査 11 人、主任主事 7 人、主事 15 人、主任保健師 2 人、保健師 2 人の計 45 人である。その他、非常勤職員 77 人、臨時職員 13 人、認定調査委託職員 18 人である。

2 主な所掌事務

チャーがんじゅう課は、老人福祉法、高齢者福祉対策、老人福祉施設、介護保険事業の企画及び普及、介護保険の認定審査、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収、安謝複合施設、地域包括支援センター、シルバー人材センターに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、第 1 号被保険者保険料・現年徴収分及び滞納繰越分（16 億 3,564 万 1,053 円）、国庫負担金・介護給付費負担金（11 億 329 万 9,057 円）、国庫補助金・調整交付金（4 億 504 万 8,000 円）、支払基金交付金・介護給付費交付金（22 億 9,189 万 5,000 円）、県負担金・介護給付費負担金（5 億 7,501 万 751 円）、財政安定化基金支出金・交付金（2 億 52 万 6,884 円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、介護サービス等諸費（101 億 8,879 万 4,209 円）、介護予防サービス等諸費（7 億 7,559 万 5,341 円）、介護保険制度広報宣伝負担金広報共同事業（646 万円）等である。

補助金の支出は、那覇市シルバー人材センター運営補助金（1,128 万 9,000 円）、那覇市老人クラブ連合会運営補助金（318 万 3,000 円）、高齢者公共交通割引制度（214 万 4,600 円）、那覇市単位老人クラブ補助金（108 万円）、介護相談員派遣事業補助金（88 万円）等である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、介護保険料過誤納付金、後納郵便料、主治医意見書作成料、高額介護予防サービス費、住宅改修・福祉用具購入費等である。

概算払いによる支払いは、老人クラブ補助金、老人福祉研究部会出席旅費、老人福祉施設入所措置費、九州県庁所在都市等介護保険担当連絡協議会出席旅費、地域ふれあいデイサービス運営協議会委託料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、地域ふれあいデイサービス事業（5,178万3,500円）、地域相談センター業務委託（12件4,800万円）、那覇市老人福祉センター等管理運営業務委託（3,158万5,000円）、予防プラン作成業務委託（2,996万8,000円）、介護保険要介護・要支援認定調査業務委託（2,604万8,612円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料（68万7,413円）、小禄老人福祉センター冷房機賃借料（63万円）、タクシー使用料（2件67万5,720円）、地域相談センター・パソコンリース（36万2,880円）、車両リース（36万2,880円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両修繕その外3件（13万2,487円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、末吉老人福祉センター（4筆3,302.20㎡）、識名老人福祉センター（3,698.00㎡）、小禄老人福祉センター（4筆3,373.08㎡）、壺川老人福祉センター（2,587.46㎡）の行政財産である。

建物は、末吉老人福祉センター（931.98㎡）、識名老人福祉センター及び陶芸室（2棟811.98㎡）、小禄老人福祉センター及び陶芸室（2棟814.46㎡）、壺川老人福祉センター（1,091.31㎡）、辻老人憩の家（480.00㎡）、安謝老人憩の家（411.94㎡）、安謝特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター（2棟5,219.98㎡）、福祉作業所（397.49㎡）の行政財産である。

(2) 基金について

基金は、那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金（2,000万円）、那覇市介護給付費等準備基金（2億7,501万2,778円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

ふれあいコール事業の執行率について（要望事項）

ふれあいコール事業は、一人暮らしの閉じこもりがちな高齢者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行なうとともに、心と心のふれあいの提供を目的とするものである。また、緊急時に備えて見守り支援を行うことを目指している。

しかしながら、昨年度決算においても執行率（60.0%）が低く、また、現状ではわずかながら減少傾向にある。今後、事業効果を高められるよう、執行率向上に努められたい。

○ 障がい福祉課

1 職員の配置状況

障がい福祉課の職員配置状況は、課長1人、担当副参事1人、主幹3人、主査5人、主任主事5人、主事16人、主査保健師1人、保健師2人の計34人である。その他、非常勤職員20人、臨時職員6人である。

2 主な所掌事務

障がい福祉課は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者自立支援法、精神障害者地域生活支援センター及び障害者福祉センター、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、難病患者等居宅生活支援、特別障害者手当・経過的福祉手当及び障害児福祉手当、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、沖縄県心身障害者扶養共済制度、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、発達障害者支援法に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、障害福祉サービス等給付費国庫負担金（8億3,162万248円）、重度心身障害者医療費助成事業補助金（1億2,751万7,000円）、高額療養費返還金（1,793万2,456円）、特別障害者手当給付費（621万736円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金（12万1,500円）である。

補助金の支出は、那覇市身体障害者福祉協会運営補助金（100万円）、那覇市手をつなぐ育成会運営補助金（71万5,000円）、地域活動支援センターⅢ型販路拡大支援事業（60万円）、沖縄県身体障害者福祉協会運営補助金（38万円）、沖縄県視覚障害者福祉協会運営補助金（15万円）等である。

(3) 資金前途・概算払いについて

資金前途による支払いは、後期高齢者医療高額療養費代理受領返還金、身体障害者相談員・知的障害者相談員の障害保険加入、障がい者に対する自動車運転免許取得費助成、特別障害者手当等の支給、那覇市重度心身障がい者医療費等助成等である。

概算払いによる支払いは、那覇市福祉用具リサイクル事業委託料支払い、那覇市地域活動支援センターⅢ型事業所販路拡大支援補助金、那覇市社会福祉事業補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市地域活動支援センターⅢ型事業（8,358万円）、那覇市障害者福祉センター管理運營業務委託（4,154万円）、那覇市障がい者相談支援事業（3,099万6,000円）、那覇市精神障害者地域生活支援センター管理運營業務委託（2,143万1,000円）、発達障がい者地域生活支援事業（1,352万4,000

円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、「知的しょうがいネットワークそうせい」入居建物に係る土地賃借料(118万9,000円)、デジタル複合機リース他3件(18万4,855円)、那覇市手話通訳奉仕員養成講座会議室等使用料及び空調使用料(5万9,400円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、障がい者福祉センター(2,803.11㎡)の行政財産である。

建物は、障がい者福祉センター(595.97㎡)、障がい者就労支援センターさわやか(195.40㎡)の行政財産である。

(2) 物品管理について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課(合同)

1 職員の配置状況

保護管理課の職員配置状況は、参事兼課長1人、室長1人、主幹5人、主査5人、主事6人の計18人である。その他、非常勤職員57人、臨時職員3人である。

保護第一課の職員配置状況は、課長1人、主幹3人、主査4人、主任主事2人、主事28人の計38人である。その他、非常勤職員11人、臨時職員6人である。

保護第二課の職員配置状況は、課長1人、主幹2人、主査6人、主任主事1人、主事27人の計37人である。その他、非常勤職員11人、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

保護管理課は、生活保護に係る総合調整、生活保護法の実施、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、福祉相談、ホームレスの自立支援等に関する事務を所掌している。

保護第一課は、生活保護法の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関する事務を所掌している。

保護第二課は、生活保護法の実施に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、民生費国庫負担金(11億9,614万6,000円)、民生費国庫補助金(1億3,456万9,000円)、民生費県負担金(5,875万7,000円)、生活保護費返還徴収金(現年度分7,459万1,736円、滞納繰越分3億7,293万9,661円)等

である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国婦人相談員連絡協議会年会費（6,000円）である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、住宅手当支給、生活保護費（口座支払い、窓口支払い、追給支払い、手処理支払い）、各月の連絡事務等後納郵便料金、債権仮差押命令申立訴訟にかかる担保金等である。

概算払いによる支払いは、生活保護就労支援員全国研修会旅費、保護研究部会先進地視察研修視察旅費、生活保護新任査察指導員研修会旅費、生活保護担当CW全国研修旅費、那覇市学習支援事業業務委託、生活保護世帯日常金銭管理支援事業業務委託、医療扶助費、生活保護施設措置費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、住宅手当緊急特別措置事業業務委託（2,917万6,556円）、生活保護世帯日常金銭管理支援事業業務委託（885万円）、那覇市学習支援事業業務委託（泉崎第1教室）（873万5,265円）、那覇市学習支援事業業務委託（泉崎第2教室）（866万190円）、那覇市ホームレス（男性）緊急一時宿泊援護業務委託（102万1,648円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、業務用軽自動車賃貸借契約（125万126円）、デジタル複合機（71万2,838円）、多目的ホール使用料（2万2,000円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両整備その他13件（19万1,108円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等について

生活保護費の過大・過少支給について（是正事項）

平成20年12月から平成23年7月までの間に発生した職員2名の事務懈怠による過大（41世帯・約1,352万円）・過小（26世帯・約377万円）支給については、那覇市の生活保護行政に対する市民の信頼を損ないかねない重大な問題である。

速やかに当該問題に対処するとともに、今後、このような事態が発生しないよう保護制度の適切な運用に努め、事務処理チェック体制のさらなる強化を図りたい。

(健康保険局)

○ 健康推進課

1 職員の配置状況

健康推進課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、担当副参事 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 7 人、主任主事 1 人、主事 3 人、主任保健師 7 人、保健師 9 人、栄養士 1 人の計 32 人である。その他、非常勤職員 7 人、臨時職員 9 人である。

2 主な所掌事務

健康推進課は、献血、臓器移植・エイズ・麻薬等、保健団体の育成及び地域保健、保健センター、救急医療の補助金、医療に係る連絡・調整、地方独立行政法人那覇市立病院、古波蔵ふれあい館、予防接種、がん検診、健康づくり、母子保健に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、病院事業運営費負担金（1 億 6,176 万 9,500 円）、沖縄県市町村保健師業務研究会負担金（4,000 円）である。

補助金の支出は、保健団体事業運営補助金（4 件 312 万 9,832 円）、母子保健推進員事業補助金（83 万円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、がん検診等受診券郵送料、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会委員報酬等である。

概算払いによる支払いは、那覇市保健団体事業運営補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、MR・麻しん・風しん・DPT・DT・日本脳炎・インフルエンザ予防接種個別業務委託（2 億 3,970 万 3,916 円）、妊婦健康診査（1 億 8,255 万 8,072 円）、がん検診及び結核検診（1 億 1,307 万 6,400 円）、小児用肺炎球菌ワクチン接種業務委託（9,219 万 7,632 円）、ヒブワクチン接種業務委託（6,250 万 9,300 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料等（90 万 1,109 円）、那覇市北保健センター用地及び駐車場賃借料等（57 万 4,118 円）である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、古波蔵ふれあい館コンクリート剥離修繕料（97 万 200 円）、健康推進課公用車の修繕料（3 万 4,650 円）、保健センター冷房機修繕料（1 万 9,950 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、那覇市保健センター（6,007.26 m²）の行政財産である。

建物は、那覇市保健センター（2,005.48 m²）、那覇市古波蔵ふれあい館（762.50 m²）、那覇市北保健センター（280.00 m²）の行政財産である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、地方独立行政法人那覇市立病院（地方独立行政法人移行時の出資金）（12億2,920万5,376円）、財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（腎バンク支援事業）（1,211万円）である。

(3) 貸付金について

貸付金は、病院事業債貸付金（地方独立行政法人那覇市立病院への長期貸付金）（10億9,177万9,711円）である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 国保長寿医療課

1 職員の配置状況

国保長寿医療課の職員配置状況は、参事兼課長1人、担当副参事1人、副参事1人、主幹2人、主査9人、主任主事9人、主事32人の計55人である。その他、非常勤職員63人、臨時職員20人である。

2 主な所掌事務

国保長寿医療課は、国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収、後期高齢者医療制度、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の老人保健法の医療に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、一般被保険者国民健康保険税（医療給付費分）44億2,373万2,597円（現年度分23億8,032万598円、滞納繰越分20億4,341万1,999円）、一般被保険者国民健康保険税（後期高齢者支援金分）7億937万7,097円（現年度分4億3,920万2,975円、滞納繰越分2億7,017万4,122円）、後期高齢者医療保険料（普通徴収保険料）4億9,150万145円（現年度分4億5,596万2,088円、滞納繰越分3,553万8,057円）、一般被保険者国民健康保険税（介護納付金分）4億6,391万6,619円（現年度分2億4,917万1,132円、滞納繰越分2億1,474万5,487円）、後期高齢者医療保険料（特別徴収保険料）3億3,208万1,911円等である。

(2) 補填金について

補填金については、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計（31 億 5,915 万 9,795 円）の不足分を平成 24 年度予算から繰上充用したものである。

(3) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、一般被保険者療養給付費保険者負担分(119 億 5,390 万 2,326 円)、保険財政共同安定化事業拠出金(33 億 9,259 万 7,698 円)、後期高齢者支援金(29 億 5,827 万 2,442 円)、後期高齢者療養給付費(19 億 4,118 万 4,000 円)、一般被保険者高額療養費(19 億 2,411 万 1,063 円)等である。

(4) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、国民健康保険税還付金、療養給付費の返還還付金、(一般、退職)被保険者療養費、(一般、退職)被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金減免金、後納郵便料等である。

概算払いによる支払いは、九州都市国保研究協議会旅費、全国市町村国保主管課長研究協議会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、共同電算業務委託等(2,844 万 7,417 円)、街頭広報宣伝業務委託(199 万 8,000 円)、コンビニエンスストア収納代行業務委託(162 万 3,659 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、高速プリンター賃借料(2 件 21 万 7,560 円)、業務用軽自動車賃借料(20 万 4,120 円)、複写機賃借料及び使用料(2 件 17 万 5,388 円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車修繕料(2 件 18 万 641 円)、プリンター修繕料(12 万 2,850 円)である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

基金は、那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金(3,000 万円)、那覇市国民健康保険基金(1,414 円)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 1 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

国民健康保険税等の未収金について(要望事項)

一般被保険者国民健康保険税(医療費給付分)現年課税分(滞納繰越分含む。)の平成 24 年 11 月 30 日現在の未収金は、納期未到来分を含め 44 億 2,373 万 2,597 円となっている。未収金対策については、収納体制の充実・強化、保険税・賦課

事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員（非常勤）の設置、電話督促・催告書送付、滞納整理班の設置、国民健康保険制度の広報等により収入率向上に取り組んできている。

また、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計の収支差額が赤字のため、平成 24 年度の繰上充用額は、31 億 5,915 万 9,795 円となっている。平成 22 年度 18 億 4,169 万 3,367 円、平成 23 年度 20 億 8,562 万 2,872 円となっており、近年、繰上充用額は拡大の一途である。これは、本市の財政状況悪化への要因となり、その影響が懸念されるところである。

未収金額は、この 3 年間、減少傾向にあり、当局の未収金対策の効果が感じられるところであるが、国民健康保険税等の未収金は、未だ多額であり更なる効果的な未収対策に努められたい。

国民健康保険税（医療費給付分）収入状況（平成 24 年 11 月 30 日現在）

（単位：千円、％）

区 分		調定額	収入済額	収入未済額	収入率
平成 24 年度	現年課税分	5,028,231	2,647,911	2,380,320	52.7
	滞納繰越分	2,162,061	118,649	2,043,411	5.5
	計	7,190,292	2,766,560	4,423,731	38.5
平成 22 年度	現年課税分	5,155,964	2,655,343	2,500,621	51.5
	滞納繰越分	2,279,115	101,476	2,177,639	4.5
	計	7,435,079	2,756,819	4,678,260	37.1
比較	増減額	△244,787	9,741	△254,529	
	増減率	△3.3	0.4	△5.4	

※収入未済額は、納期未到来分を含む。又、還付未済額を含まず。

○ 特定健診課

1 職員の配置状況

特定健診課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事（保健師） 1 人、主幹 1 人、主査（保健師） 1 人、主任主事 2 人、主任保健師 1 人、保健師 1 人、栄養士 1 人の計 9 人である。その他、非常勤職員 11 人、臨時職員 4 人である。

2 主な所掌事務

特定健診課は、特定健康診査及び特定保健指導、国民健康保険の保健事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、がん検診にかかる保健事業（1,872 万 2,700 円）、特定健康診査等事業費（1,141 万 7,860 円）、まちかど健診補助金事業（5 万円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、特定健診受診率向上特別対策事業通信運搬費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託の契約は、特定健康診査業務委託（5,231万1,020円）、20・30代健康診査業務委託（470万3,720円）、特定健診電話案内業務委託（260万9,145円）、那覇市特定保健指導業務委託（174万7,734円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（31万6,900円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

特定健康診査事業について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者（40歳～74歳）を対象に受診率65%を目標（国指定）に実施している。本市の受診率は、平成21年度31.5%、平成22年度34.8%、平成23年度35.8%（沖縄県の平均受診率35.8%）と増加傾向にある。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、個別訪問（健康相談員）、電話による受診勧奨、戸別訪問事業等を行ってきており、今年度は受診率36.8%を予定している。また、新たな受診率向上の取り組みとして、催告センターを活用した受診案内や、那覇市医師会等に当該受診対象者が来院時に特定健診受診の勧奨を行う業務委託、民間事業所からの健康診断情報の取得等を予定している。

今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

○ 保健所準備室

1 職員の配置状況

保健所準備室の職員配置状況は、参事兼室長1人、副参事1人、主幹4人、主査6人、主任主事3人、主事2人、保健師5人、放射線技師1人、栄養士1人、技師4人、薬剤師3人、臨床検査技師1人、医師1人の計33人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

保健所準備室は、保健所準備室の予算執行、保健所に係る組織・職員配置、県職員の採用・派遣受入、職員の採用、関係法規の整備、保健所建物の譲渡、設備・備品整備、情報処理システムの構築、保健所開所式、業務の外部委託に関する事務を所掌している。また、県保健所派遣では、保健所実務研修、保健所設置準備

を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、抗酸菌検査実習コース負担金（12万円）、医師・対策コース研修負担金（2万7,000円）、保健看護学科研修負担金（2万円）、放射線学科結核対策と医療監視コース負担金（2万円）、結核行政担当者コース研修負担金（1万7,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、保健看護学科研修の航空運賃、新任保健師等人材育成事業研修会の講師報償費等である。

概算払いによる支払いは、保健看護学科研修の旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、中央保健所所品検査室改修工事（1,285万2,000円）である。

設計委託契約は、中央保健所所品検査室改修工事業務委託（実施設計）（115万5,000円）、中央保健所所品検査室改修工事業務委託（工事監理）（73万5,000円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（28万9,940円）、公用車の賃借料（19万5,300円）、複写機の使用料（13万5,640円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、中央保健所2階コピー室コンセント増設（4万246円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

こどもみらい部

○ こども政策課

1 職員の配置状況

こども政策課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、園長（幼稚園教諭）1人、主幹2人、主査1人、主任主事3人、主事4人、充て指導主事1人の計14人である。その他、非常勤職員2人である。

2 主な所掌事務

こども政策課は、こどもみらい部の総合企画及び総合調整、次世代育成行動支援計画、保育所の設置及び廃止、幼稚園等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、幼稚園保育料（現年度分・滞納繰越分の合計6,728万8,400円）、預かり保育料（幼稚園）（現年度分・滞納繰越分の合計3,746万5,100円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金（42万3,040円）である。

補助金の支出は、那覇市安心こども基金保育所等緊急整備事業補助金（繰越明許）（1億2,704万3,000円）である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、保育料還付金（幼稚園使用料）、預かり保育料還付金（幼稚園使用料）、学校保健関係非常勤職員報酬、幼稚園定期健診業務委託料（内科・歯科）、市立幼稚園の春・秋遠足旅費等である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、幼稚園健康診断業務委託（474万2,055円）、幼稚園冷房機及び空調機保守点検業務委託（111万7,541円）、幼稚園ごみ処理業務委託（西地区）（67万8,516円）、幼稚園ごみ処理業務委託（東地区）（61万9,404円）、貯水槽清掃業務委託（38万円）等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、泊幼稚園園舎改築工事（建築）（9,648万円）、真嘉比幼稚園園舎改築工事（建築）（5,062万8,000円）、真嘉比幼稚園仮設園舎設置工事（2,203万3,000円）、真嘉比幼稚園園舎解体工事（1,054万6,411円）、前島幼稚園整備工事（建築その1）（808万3,654円）等である。

設計委託契約は、泊幼稚園園舎改築工事業務委託（設計・監理）（2,130万8,300円）、与儀幼稚園及び児童クラブ改築工事業務委託（基本設計）（443万5,630円）、真嘉比幼稚園園舎増改築工事業務委託（磁気探査）（419万9,000円）、幼稚園施設環境整備工事（冷房設置）業務委託（設計・監理）（364万8,000円）、

大名幼稚園園舎改築工事業務委託（設計・監理）（203万9,100円）等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、幼稚園複写機及び印刷機の賃貸借契約（210万6,720円）、タクシー使用料（126万2,720円）、複写機使用料（こども政策課分）（3万2,262円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、城南幼稚園剥離修繕料その外180件（1,257万5,648円）、城南幼稚園園舎剥離修繕料（129万1,500円）、安謝幼稚園園舎剥離修繕料（124万9,500円）、城西幼稚園園舎剥離修繕料（122万3,250円）、与儀幼稚園園舎剥離修繕料（99万7,500円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 建物について

建物は、幼稚園37園（総面積25,434㎡）の行政財産である。

(2) 基金について

基金は、那覇市こどもみらい基金（2億2,052万4,257円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月8日に本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ こどもみらい課

1 職員の配置状況

こどもみらい課の職員の配置状況は、本庁及び療育センターに課長1人、担当副参事2人、主幹4人、主査8人、主任主事4人、主任保健師1人、主任理学療法士1人、主任言語聴覚士1人、主任保育士3人、保育士2人、主事6人で各保育所に主幹（保育所長）6人、主査（保育所長）4人、主査（保育士）8人、主任保育士51人、保育士34人、主任調理員5人、調理員7人、主任栄養士1人、用務員10人の合計159人である。その他、非常勤職員73人、臨時職員125人である。

2 主な所掌事務

こどもみらい課は、保育所（ただし、こども政策課所管の保育所の設置及び廃止に関するものを除く。）に関すること、認可外保育施設の指導等に関すること、療育センターに関すること、ファミリーサポートセンター及びつどいの広場に関すること、病児・病後児保育事業等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、保育所運営費保護者負担金（公立）（滞納繰越分 1,807 万 9,725 円）、保育所運営費保護者負担金（認可）（現年度分・滞納繰越分の合計 5,059 万 9,260 円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、私立保育園運営費負担金（40 億 4,253 万 5,850 円）、沖縄県保育所長・市町村保育関係職員研修会参加負担金（5 万 2,000 円）、保育士専門研修出席負担金（3 万 3,600 円）、沖縄県保育士会負担金（2 万 1,895 円）等である。

補助金の支出は、沖縄肢体不自由児協会運営補助金（14 万 9,958 円）である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、保育料過誤納還付金（公立保育所・認可保育所）、認可外保育施設賠償責任保険料、先進施設への視察、療育センター30周年記念講演会講師への旅費、保育料のゆうちょ銀行口座振替料金の支払い等である。

概算払いによる支払いは、社会福祉法人助成金、先進施設への視察、南部地区保育所給食研修会参加旅費、保育所主任保育士研修会受講旅費等である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市安謝保育所管理運営業務委託（1 億 3,801 万円）、乳幼児健康支援一時預かり事業（3 施設合計）（2,850 万円）、PCB 処理業務委託（1,023 万円 1,200 円）、ファミリーサポートセンター管理運営業務委託（893 万 8,000 円）、認可外保育施設児童内科健診業務委託（521 万 5,000 円）等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、宇栄原保育所建替工事（建築）（繰越明許）（8,466 万 1,000 円）、宇栄原保育所建替工事（機械）（繰越明許）（3,634 万 7,150 円）、宇栄原保育所建替工事（外構）（繰越明許）（2,509 万 5,000 円）、宇栄原保育所建替工事（電気）（繰越明許）（2,209 万 1,200 円）等である。

設計委託契約は、宇栄原保育所建替工事業務委託（工事管理）（繰越明許）（1,197 万 1,050 円）、泊保育所解体除去工事設計業務委託（設計・監理）（118 万 4,400 円）、宇栄原保育所解体除去工事設計業務委託（設計・監理）（102 万 600 円）等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、施設賃借料（つどいの広場）（78 万円）、タクシー使用料（75 万 8,120 円）、複写機賃借料（62 万 4,668 円）、営繕車リース料（21 万 2,940 円）、FAX 賃借料（6 万 5,520 円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、プレハブ倉庫修繕工事外 9 件（129 万 6,402 円）、久場川保育所幼児用バス設置修繕料外 4 件（93 万 4,500 円）、若狭浦保育所トイレ金具取付及び廊下コンセント取替修繕料外 18 件（64 万 7,493 円）、久場川保育所漏水修繕料及び大便器ハンドル調整外 5 件（31 万 1,430 円）、赤平保育所アルミクレセント及びドア修繕料外 4 件（27 万 7,830 円）等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね

適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、松川保育所その他の行政財産（14筆 5,506.31㎡）、泊保育所その他の普通財産（14筆 11,832.43㎡）である。

建物は、めおと橋保育所その他の行政財産（12棟 6,444.69㎡）、泊保育所の普通財産（540.50㎡）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月9日に本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 子育て応援課

1 職員の配置状況

子育て応援課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査13人、主任主事3人、主事15人の計35人である。その他、非常勤職員43人、臨時職員14人である。

2 主な所掌事務

子育て応援課は、児童健全育成、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、児童館及び児童遊園、児童虐待の防止、こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成、母子及び寡婦福祉法、母子福祉センター等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、児童扶養手当返還金（現年度分・滞納繰越分の合計1,442万3,430円）、子ども手当返還金（現年度分・滞納繰越分の合計158万4,000円）、児童手当返還金（現年度分・滞納繰越分の合計129万円）、母子及び父子家庭等医療費助成金返還金（滞納繰越分10万1,050円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、児童館連絡協議会負担金（4万5,000円）、沖縄県家庭相談員連絡協議会負担金（1万1,000円）、九州地区家庭相談員連絡協議会負担金（5,000円）である。

補助金の支出は、児童クラブ運営補助金（2億271万8,500円）、児童館母親クラブ活動助成金（176万円）、那覇市母子寡婦福祉会運営補助金（97万9,000円）、母子家庭等職業自立支援事業奨励金（38万5,000円）、発明クラブへの補助（5万円）である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、扶助費（子ども手当）、扶助費（子ども手当・児童

手当)、扶助費(児童手当)、扶助費(医療費助成)、児童扶養手当支給費等である。

概算払いによる支払いは、児童クラブ運営補助金、母親クラブ活動補助金、発明クラブ活動補助金等である。

これらについて、予算執行同等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、児童館管理運営業務委託(5児童館の合計5,445万1,000円)、母子生活支援施設事業(4,644万9,000円)、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修作業業務委託(579万2,850円)、母子家庭等自立支援事業業務委託(272万円)、母子福祉センター管理運営費業務委託(242万8,000円)等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事契約は、泊小学校区児童クラブ舎撤去工事(112万3,500円)である。

設計委託契約は、泊小学校区児童クラブ舎新築工事設計業務委託(設計・監理)(284万250円)、前島小学校区児童クラブ舎建築工事設計業務委託(設計・監理)(176万3,300円)、与儀小学校区児童クラブ舎改築工事設計業務委託(基本設計)(61万5,920円)、大名小学校区児童クラブ舎改築工事設計業務委託(設計・監理)(43万4,700円)等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借料その他3件(111万7,528円)、タクシー使用料(34万6,340円)、自然体験等バス借上料(5万4,000円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、大名児童館ウッドデッキ修繕料(28万7,220円)、大名児童館手摺修繕料(21万7,180円)、壺屋児童館自動ドア修繕料その他3件(13万1,145円)、国場児童館外廊下タイル修繕料(12万5,895円)、久茂地児童館倉庫内棚修繕料(3万5,000円)等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、児童館(4,514.61㎡)、母子生活支援施設(2,039.66㎡)、児童クラブ(396㎡)の行政財産(9筆6,950.27㎡)である。

建物は、児童館(4,211.07㎡)、母子生活支援施設(1,803.10㎡)、児童クラブ(545.36㎡)、児童遊園(19.03㎡)の行政財産(17棟6,578.56㎡)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年1月10日に本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

選挙管理委員会

○ 選挙管理委員会事務局

1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員の配置状況は、局長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 1 人、主事 2 人の計 8 人である。その他、臨時職員 9 人である。

2 主な所掌事務

選挙管理委員会事務局は、選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、投票所等の設定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、裁判員及び検察審査員候補者予定者選定、最高裁判所裁判官国民審査の事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公職の候補者に係る供託物の没収（100 万円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県都市選挙管理委員会連合会負担金（7 万 9,400 円）、全国市区選挙管理委員会連合会分担金（7 万 2,200 円）、九州都市選挙管理委員会連合会負担金（8,000 円）等である。

(3) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、県議会議員選挙にかかる選挙事務従事者報償費、投票所入場券郵送料及び投票立会人報酬、市長及び市議会議員補欠選挙にかかる選挙事務従事者報償費、投票所入場券郵送料及び投票立会人報酬等である。

概算払いによる支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会総会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会総会への旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、衆議院議員選挙及び国民審査に係る選挙公報配布業務委託（413 万 3,356 円）、県議会議員選挙に係るポスター掲示場設置業務委託（390 万 1,716 円）、県議会議員選挙に係る選挙公報配布業務委託（296 万 3,648 円）、市長及び市議会議員補欠選挙に係る選挙公報配布業務委託（276 万 321 円）、衆議院議員選挙及び国民審査に係るポスター掲示場設置業務委託（231 万円）、市長及び市議会議員補欠選挙に係るポスター掲示場設置業務委託（200 万円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、衆議院議員選挙及び国民審査に係る洋上投票シ

システム賃借料（225万465円）、県議会議員選挙に係る車両賃借料外13件（100万3,061円）、市長及び市議会議員補欠選挙に係る投票所用車イス賃借料外9件（37万9,287円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、県議会議員選挙に係る印刷機修繕料（3万6,540円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成25年1月17日に備品台帳、その他関係書類を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

参考（抜粋）

○定期監査実施要領（平成21年3月25日監査委員決定）

那覇市監査基準第2章第1節第14条第1号に規定する定期監査の実施要領を次のように定める。

第6 監査後の処理

- 1 監査終了後、監査対象機関等の長に対して監査結果の概要を「指摘事項等」として、文書により示すものとする。
- 2 指摘事項等は、次の区分によるものとする。
 - (1) 指摘事項
重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。
 - (2) 是正事項
改善を要する悪い状況を改め正すこと。
 - (3) 注意事項
好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べることとする。
 - (4) 要望事項
予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこととする。